

原議保存期間	5年（平成31年3月31日）
有効期間	一種（平成31年3月31日）

警視庁交通部長
各道府県警察（方面）本部長 殿
（参考送付先）
各管区警察局広域調整（総務監察・広域調整）部長

警察庁丁規発第29号
平成26年3月27日
警察庁交通局交通規制課長

レンタカー型カーシェアリングにおける乗り捨て（ワンウェイ）方式の実施に係る「自動車の使用の本拠の位置」の解釈について（通達）

今般、国土交通省において「レンタカー型カーシェアリングにおける乗り捨て（ワンウェイ）方式の実施に係る取り扱いについて」（平成26年3月27日付け国自情第205号等。以下「国土交通省自動車局長通達」という。）が別添のとおり発出され、平成26年9月1日から実施することとされた。

国土交通省自動車局長通達において、「乗り捨て（ワンウェイ）方式によりレンタカー型カーシェアリングを行う場合、貸渡自動車についてIT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の情報を的確に把握することが可能であると認められるときには、事業者の従業員を配置していない道路外の駐車場において当該貸渡自動車の貸渡又は返還が行われるか否かを問わず、貸渡自動車の配置事務所とすることができるものとして許可等を行うこととする。」及び「乗り捨て（ワンウェイ）方式によりレンタカー型カーシェアリングを行う場合の貸渡自動車配置事務所については道路運送車両法第7条第1項第5号に定める「使用の本拠の位置」とすることができる。」と示され、今後、自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条等の「自動車の使用の本拠の位置」の解釈についても、同様のものとなることから、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本件については国土交通省と協議済みである。

～ 別添省略